○総務省告示第百一号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、沖縄県糸満市と豊見城市との境界を次のとおり変更する旨、沖縄県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十八日

総務大臣　野田　聖子

糸満市に編入する区域

豊見城市字翁長ナンズ川原六九九の一部、七〇〇の一部、七二九の三の一部、七三一の一部、七三二の一部

○政治資金適正化委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成三十年三月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
七四二	國重　愼二	三〇、三、二	本人からの申請
一五七六	小島　康秀	三〇、三、二	本人からの申請
二六七〇	西村　健三	三〇、三、二	本人からの申請
四〇三六	福井　俊光	二九、九、一八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第十五号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成三十年三月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三七三	岩佐　誠志	六〇七六	二九、一二、二五

○農林水産省告示第六百三十五号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）附則第二条第一項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第三条第一項の規定に基づき、日持ち生産管理切り花の日本農林規格を次のように定め、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、平成三十年四月二十七日から施行する。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

豊見城市に編入する区域

糸満市字阿波根浜原一五三一の二の一部、一五三五の一部、一五三六の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

○総務省告示第百二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二条第一項の規定に基づき、平成三十年総務省告示第九号（市町の境界変更の件）により大崎市に編入する区域として告示された区域の属すべき衆議院小選挙区選出議員の選挙区を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

総務大臣　野田　聖子

宮城県第六区

○農林水産省告示第六百三十六号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する第七条第一項の規定に基づき、畳表の日本農林規格（平成十九年八月二日農林水産省告示第千十七号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

○農林水産省告示第六百三十七号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する第七条第一項の規定に基づき、生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十六号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

○農林水産省告示第六百三十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格

につき四五、四〇〇円

適用期間　平成三十年四月一日から六月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零円

適用期間　平成三十年四月一日から六月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一三、六一六円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、四一六円）

適用期間　平成三十年四月一日から六月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二三、二七一円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、一三一円）

適用期間　平成三十年四月一日から六月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五九、二〇〇円

適用期間　平成三十年四月一日から六月三十日まで

○経済産業省告示第四十四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第一項第一号の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定の種別	認定年月日
全農エネルギー株式会社	代表取締役社長　平井　信弘	東京都千代田区神田猿楽町一丁目5番1号	第二号認定液化石油ガス販売事業者	平成三十年三月十三日

○国土交通省告示第五百四号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成三十年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	延長する地域	期間
平30第5001号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」	平成30年6月1日から平成33年5月31日まで
平30第5002号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「秋田交通圏」	平成30年6月1日から平成33年5月31日まで
平30第5003号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「熊本交通圏」	平成30年6月1日から平成31年3月31日まで